

岡山大学研究教授及び研究准教授称号の付与の基準等に係る運用要項
第2条第1項に規定する「研究担当理事が定める大学として特に重要
とする競争的外部資金」について

令和3年6月17日
研究担当理事決定
改正 令和7年7月7日

- 1 岡山大学研究教授及び研究准教授称号の付与の基準等に係る運用要項第2条第1項に規定する「研究担当理事が定める大学として特に重要とする競争的外部資金」は下表のとおりとする。
- 2 下表の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ研究・イノベーション共創機構運営会議の議を経るものとする。

府省庁名	制 度 名 等
文部科学省	科学研究費助成事業（「特別推進研究」、「学術変革領域研究（A）、（B）」※、「基盤研究（S）、（A）」） ※ 領域代表者に限る。
文部科学省	創発的研究支援事業
文部科学省	戦略的創造研究推進事業（CREST, さきがけ, ACT-X）
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構	革新的先端研究開発支援事業（AMED-CREST, PRIME, FORCE, LEAP）
その他、上記に同等する大型競争的資金	